

鳥取県告示第236号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年6月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年4月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成23年4月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人創造の樹

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山川 賀壽雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市松原111-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、木に文字を彫る技術を性別、年齢を問わず又、障がいの程度に応じ指導と普及を図ることにより、彼らの主体的な学びと自立的な成長を応援し、地域社会での自立と自活及び社会参加を生涯にわたって支援する事業を行い、健全な精神保健福祉の社会環境の整備と生活支援体制の確立に寄与することを目的とする。また、目的を達成するための施設の設立並びに運営、作品の販売先の確保、促進を目指す。